

○ 財務省告示第百二十二条(第一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省の定期券) 平成二十五年三月二十二日(第一項の規定により告示する。)

國庫短期財務大臣(第三百五十三回) 麻生太郎

令第二百二十二条(第一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省の定期券) 平成二十五年三月二十二日(第一項の規定により告示する。)

の法発号名称及び記述
条律發行の根拠
項及びその規定

四
四
用振替法の適

三
三
行方法

二
二
一
一
の法発号名称及び記述
条律發行の根拠
項及びその規定

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。[。]へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用平、第十項、第に[。]金号法
る参て札発によ[。]下競争は受けるも昭和二十二年
も加、と行[。]価に付けるも昭和二十二年
の者財同一[。]に振替法[。]と日本銀行の法律[。]
にご務時[。]格競し行[。]並[。]法律[。]並[。]年[。]
よと大に[。]に付けるも昭和二十二年[。]法律[。]並[。]年[。]
るに臣行[。]競争て行[。]並[。]年[。]法律[。]並[。]年[。]
発応がわ[。]以下入行[。]同[。]年[。]法律[。]並[。]年[。]
行募各れ及[。]札わ[。]す[。]し[。]とし[。]の規[。]
へ限国るび価[。]一[。]れ[。]る[。]そ規[。]
以度債入価格とる[。]その規定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 二 千 万 二	額 六 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 千 八 七 兆	面 千 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 六 百 千 三	金 万 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 三 二 千	額 円 額	応 額 市 。 ら み	争 市
円 十 百 百	で で	募 の 場 そ の	入 場
二 円 六	千 二	額 範 特 の う	札 特
億 十	八 兆	を 圏 別 応 ち	発 別
八 四	百 三	割 内 参 応 行	参 行
千 億	千 三	り に 加 募 応	一 加
五 八	百 三	当 お 者 頓 募	と 者
百 八	十 三	て い ご 頓 價	い 。
七 千	百 六	る て と 順 格	う 第
十 四	三 億	。 各 の 割 高	。 I
万 四	十 六	申 応 り い	非
一	億		

十
六
十五
四三
十
二
口
イ一
十九
振
替
単
位

払者 入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

償行争非者特国
還入価・別債
期札格第參市
限発競I加場

入価發
札格行行
發競価
行爭格日

平
財
務
本
面
還
た
だ
成
大
銀
金
金
る
し
二
臣
行
額
を
と
、
十
五
か
ら
百
支
き
償
五
円
払
は
還
年
に
う
、
期
五
つ
。
そ
が
月
き
の
銀
二
十
二
受
け
た
者
業
業
日
日
に
に

十
額
募
十
額
九
面
価
九
面
錢
金
格
錢
金
二
額
二
額
厘
百
厘
百
二
圓
以
圓
毛
上
に
三
月
つ
の
つ
き
そ
き
九
れ
九
十
ぞ
十
九
れ
九
円
の
円
九
応
九

平
す
額
の
振
成
る
の
記
替
整
載
法
十
数
又
の
五
倍
は
規
年
の
記
定
三
金
錄
に
月
額
は
よ
に
、
る
よ
最
振
低
替
も
額
口
の
面
座
と
金
簿